# すっきり早わかり 相続法改正

昭和55年以来,大きな見直しはされてこなかった相続法の分野について,平成30年7月6日,民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立した。社会情勢が刻々と変化し,高齢化が進む中,その保護の必要性が高まってきたことにより,見直しがなされたものである。主に,配偶者に先立たれた高齢者の生活に対する配慮や遺言の利用を促進し,相続をめぐる紛争を防止する観点からの大幅な改正となっている。

配偶者の居住権の保護のための方策等の新しい仕組みが盛り込まれていて、今後、どう活用していくことができるのか、会員の皆様の関心も高いことと思う。

そこで、今回の特集では、法制委員会の方々に配偶者保護、遺言の利用促進、相続人等関係者間の公平の促進等について、執筆いただいた。一読することで全体像を把握できるような大変充実した内容となっているので、基本的な改正点を押さえていただけたら幸いである。

(LIBRA 編集会議 佐藤 顕子)

## CONTENTS

総話	À		3頁				
各訴	À						
1	配偶	配偶者保護					
	1	総論	7頁				
	2	配偶者短期居住権	8頁				
	3	配偶者居住権	10頁				
	4	持戻し免除の意思表示の推定規定	12頁				
2	2 遺言の利用促進						
	1	自筆証書遺言の方式緩和(新 968 条)	13頁				
	2	遺言書保管法の概略	14頁				
	3	遺言執行者の権限等					
	4	遺留分	17頁				
3	相続人等関係者間の公平の促進						
	1	遺産分割前の遺産の処分・仮処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20頁				
	2	特別の寄与	22頁				
4	その	D他の制度	24頁				

っきり早

わ

か

相

法

改

正

法制委員会委員 中込 一洋 (46期) 稲村 晃伸 (60期) 委員

## はじめに

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律 (平成30年法律第72号) 並びに法務局における遺言 書の保管等に関する法律(平成30年法律第73号) が2018年(平成30年)7月6日に成立し、同月13日 に公布された(以下、これらをまとめて「改正相続法」 という)。

民法第5編「相続」の規定は、1980年(昭和55年) に配偶者の相続分が引き上げられ、寄与分制度が新 設されて以来、ほとんど実質的な改正は行われてこな かった。しかし、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の 法定相続分の2分の1と定める旧民法900条4号ただ し書前段を違憲とした最大決平成25年9月4日民集 67巻6号1320頁が出されると、内閣は直ちにこの条 項部分を削除する法案を提出したが、その際、法律 婚を尊重する国民意識が損なわれる可能性があるとい う懸念が示され、配偶者保護の観点から相続法制を 見直す必要があるのではないか、という問題提起がな された。

そこで、2014年(平成26年)1月に法務省内に相 続法制ワーキングチームが設置されて相続法制の見 直しに向けた検討が開始され、2015年(平成27年) 2月には法務大臣から法制審議会に対し、相続法制の 見直しについて諮問がされ(諮問第100号), その後 約3年間にわたる調査・審議を経て、2018年(平成 30年)2月16日の法制審議会の総会では、「民法(相 続関係) 等の改正に関する要綱」が採択され、法務 大臣に答申された。

## 2 改正相続法の概要

立案担当者によれば、改正相続法の内容は、改正 の趣旨から以下の3点に分類することができるという (堂薗幹一郎「相続法改正の背景,立法経緯」自由 と正義2018年12月号11頁)。

### (1) 配偶者保護のための方策

今回の相続法制の見直しの契機は、非嫡出子法定 相続分違憲判決を受けた法律婚の配偶者保護の必要 性にあったが、少子高齢化に伴い、配偶者と子を比 較すると、相対的に配偶者の保護の必要性が高く、 特に高齢配偶者にとっては住み慣れた住居に居住す る権利を保護する必要が高いといえる。そこで、改正 相続法は、配偶者居住権(新1028条以下)や配偶 者短期居住権(新1037条以下)という新たな権利を 創設するほか、被相続人が配偶者に対して居住用不 動産の遺贈や生前贈与をした場合に、いわゆる持戻し 免除の意思表示があったものと法律上推定する規定 (新903条4項)を設けることにした。

#### (2) 遺言の利用を促進するための方策

家族の在り方の多様化に伴い、形式的に法定相続 の規律を適用すると、実態に合致しない遺産の分配 がされるおそれがあると指摘されている。そこで、そ のような場合には、被相続人の意思、すなわち遺言 によってこれを修正することが考えられ、遺言を現行 制度以上に使い勝手のよいものにする必要があるとい える。そこで、改正相続法は、自筆証書遺言の方式 を緩和する方策を設けたり (新968条2項など). 自 筆証書遺言を法務局に保管する制度を新設して(法 務局における遺言書の保管等に関する法律)自筆証 書遺言を利用しやすいものにしたりしている。また、 改正相続法は遺言執行者の権限を明確にしているが (新1012条1項, 1007条2項など), これも遺言の実 行を円滑化するという点で遺言の利用を促進するもの といえる。さらに、改正相続法は、物権的効果を生 じる遺留分減殺請求権を改め、遺留分侵害額請求権 を行使することで発生する権利を金銭債権としたが、これにより、遺留分権利者が遺留分侵害額請求権を 行使しても遺贈や贈与の効力自体が否定されることは なくなるので、その意味で間接的に遺言の利用を促 進する結果になると指摘されている。

# (3) 相続人を含む利害関係人の実質的公平を図る ための方策

例えば共同相続人の間で遺産分割協議が長引いたために、そのうちの一人が被相続人の葬儀費用を負担せざるをえなくなることは、実質的公平の見地からは相当ではない。そこで、改正相続法は、裁判所の手続により遺産分割前に預貯金の払戻しを認める仮処分の要件を緩和するとともに(新家事事件手続法200条3項)、裁判所の手続を経ないで預貯金の払戻しを認める制度(新909条の2)を新設した。また、多額の特別受益を有する共同相続人の一人が遺産分割前に遺産に属する財産を処分した場合に、当該処分された財産が遺産として存在するものとみなす規律(新906条の2)も共同相続人間の実質的公平を図る

ものである。さらに、現行法下では、相続人が被相 続人に対する介護等の貢献を行えば寄与分制度によってその貢献が考慮されるのに対し、相続人に当たら ない親族が同様の貢献を行った場合には遺産の分配に あずかれないという不公平が生じたが、改正相続法が 設けた特別の寄与の制度(新1050条)によってこう した不公平も是正されることになる。

なお、民法の第5編の規定につき、改正相続法を現行法と比較すると、下記の表のようになる。すなわち、民法の第5編で改正されたのは「第3章 相続の効力」、「第7章 遺言」、「第9章 遺留分」であり、「第8章配偶者の居住の権利」と「第10章 特別の寄与」の2章が新たに創設されたことになる。

## 3 国会参考人発言にみる 大村敦志教授の問題意識

法制審議会民法(相続関係)部会の座長であった 大村敦志東京大学大学院法学政治学研究科教授

	改 正 法	現 行 法
	第1章 総則	   第1章 総則
	第2章 相続人	第2章 相続人
	第3章 相続の効力	第3章 相続の効力
*	第1節 相続	第 1 節 相続
*	第2節 相続分	第2節 相続分
*	第3節 遺産の分割	第3節 遺産の分割
	第4章 相続の承認及び放棄	第4章 相続の承認及び放棄
	第1節 総則	第 1 節 総則
	第2節 相続の承認	第2節 相続の承認
	第3節 相続の放棄	第3節 相続の放棄
	第5章 財産分離	第5章 財産分離
	第6章 相続人の不存在	第6章 相続人の不存在
	第7章 遺言	第7章 遺言
*	第1節 総則	第1節 総則
*	第2節 遺言の方式	第2節 遺言の方式
*	第3節 遺言の効力	第3節 遺言の効力
*	第4節 遺言の執行	第4節 遺言の執行
*	第5節 遺言の撤回及び取消し	第5節 遺言の撤回及び取消し
$\bigcirc$	第8章 配偶者の居住の権利	
	第1節 配偶者居住権	
	第2節 配偶者短期居住権	
*	第9章 遺留分	第8章 遺留分
0	第10章 特別の寄与	

(★は改正があった項目、◎は新設された項目)

(当時) は、2018年(平成30年)7月3日の参議院 法務委員会で参考人として発言をしているが、そこに 大村教授の今般の改正に対する問題意識、ひいては 家族法観をみることができる。

### (1) 引き算の改正から足し算の改正へ

大村教授は、1947年(昭和22年)の民法改正は、 不都合な部分を削る言わば引き算の改正であったため、 遺産分割に関する規定はずっと乏しいままであったが、 今回の改正がこの点を相当補っている点は一つの成果 と評価できると述べており(平成30年7月3日参議 院法務委員会会議録2頁)、今回の改正は言わば「足 し算の改正」とでもいうべきであろうか。さらに、大 村教授は、配偶者の居住権を事実婚状態の配偶者に 認めない理由として、配偶者の居住権を「相続の内 部における選択肢の一つ」と位置付けているからだと 回答しているが、そのような考え方こそが排除の論理 につながるという意見に対し、排除ではなく、「配偶 者について従前不十分であったものを補う |、「何かを 切り捨てたのではなくて、配偶者に何かを足した」と 理解すべきだと述べている(平成30年7月3日参議 院法務委員会会議録5頁)。ここにも、大村教授が今 回の改正を「足し算の改正」と捉えている一端がう かがえる。

# (2) 婚姻継続中の配偶者の居住権保護が十分でないこと

大村教授は、配偶者居住権の評価が高額となり法定相続分を超過した場合、フランスのようにその超過部分は無償としてはどうかという質問に対し、婚姻継続中の居住権も一定の限度で保護されるフランス法と日本法は異なると回答しているが、その際、日本法では婚姻継続中の夫婦の居住の保護が十分ではないが、今回の改正で死後についての保護を導入したことを手掛かりに、婚姻継続中の夫婦の住居についても今後は考える必要があると発言している(平成30年7月3日参議院法務委員会会議録6頁)。これは、今回の改正では、相続において生存配偶者の居住を保護する規律が採用されたが、将来的には婚姻継続中の配偶

者の居住権を保護する可能性も検討課題となり得ることを示唆している。

## (3) 家族の在り方の多様化に関する考え方

国会の参考人質問では、今回新設された特別寄与制度(第5編第10章)について事実婚のパートナーや同性婚のパートナーに適用があるかが盛んに議論された。その際、大村教授は、適用範囲を画するために「何らかの線引き」が必要で、それが今回は「親族」となったが、「我々の社会がこの親族というのを緩やかにするべきだというふうに考えていくということであれば、仮に立法の際に親族は親族であってその外の者は含まないというふうに考えていたとしても、そうでない方向での法形成がなされる可能性というのはあるかもしれない」と発言している(平成30年7月3日参議院法務委員会会議録11頁)。

他方で、大村教授は、家族には様々な形態があり、婚姻によらない様々な形態の家族について必要な保護を与えて多様化する家族に対応していくのがよいとも発言している(平成30年7月3日参議院法務委員会会議録7頁)。

このような発言から、相続法改正の次には、多様 化する家族の在り方に対応する法改正が検討される べきことが示唆されている。

## 4 施行日

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律は、そのうち自筆証書遺言の方式緩和に関する規定(新968条2項・3項、970条2項、982条)がすでに2019年(平成31年)1月13日に施行されているが、原則的な施行日は2019年(令和元年)7月1日であり、ただ配偶者の居住の権利に関する規定(民法第5編第8章)といわゆる債権法改正(平成29年法律第44号による改正)に伴い改正された規定(新998条、新1000条、新1025条ただし書)は2020年4月1日から施行される。また、法務局における遺言書の保管等に関する法律は、2020年7月10日に施行される。

## 5 参考書紹介

最後に、より改正相続法を詳しく勉強したい会員 向けに、参考書を紹介する。

●東京弁護士会編『ケースでわかる改正相続法』(弘 文堂・2019年3月)

長文の事例を素材に、改正相続法の具体的内容を解説したもの。問題となり得る実務上の論点を知るのに役立つ。なお、弘文堂からは、『実務解説改正相続法』及び『Before/After 相続法改正』も刊行される予定である。



●堂薗幹一郎=野口宣大編著『一問一答 新しい相続法 — 平成30年民法等(相続法)改正,遺言書保管法の解説』(商事法務・2019年3月)

改正相続法の趣旨・内容について立案担当者が一 問一答形式で解説したもの。実務家にとって必携の 一冊といえるだろう。

#### ●潮見佳男『詳解 相続法』(弘文堂·2018年12月)

法制審議会民法(相続関係)部会の委員による相続法全般の解説書。その前身にあたる『相続法[第5版]』(弘文堂・2014年3月)は大学の講義レジュメに加筆したものだが、本書ではさらに200頁ほど増量されている。比較的単純な事例を素材に改正相続法の解釈論が展開されており、制度の具体的な理解に役立つ。

●日本弁護士連合会編『Q&A 改正相続法のポイント一改正経緯を踏まえた実務の視点 ─』(新日本法規・2018年11月)

日弁連の法制審議会民法(相続関係)部会バックアップ会議のメンバーを中心として,改正相続法の概略をQ&A式で解説したもの。改正経緯を知るのに役立つ。

●東京弁護士会法友会編『Q&A 改正相続法の実務』 (ぎょうせい・2018年12月)

改正相続法の概略をQ&A式で解説した点は『Q&A 改正相続法のポイント』と同じだが、図表をふんだん に用いてわかりやすく解説した点に特徴がある。

# calymn

## 遺産分割と所有者不明土地問題

遺産に属する土地が、遺産分割が未了のまま長期間放置されることが散見されます。これでは、年月が経って 数次相続されるにつれ、相続人が数十名、数百名に膨れ上がるなどして相続人の範囲の適切な把握が困難になり、 所有者不明土地問題の一因となります。

そこで、本年設置された「法制審議会 民法・不動産登記法部会」では、「遺産分割の期間制限」が提案される見込みです。これは、相続開始時から一定期間内(案は3年・5年・10年など)に遺産分割の協議(合意)や遺産分割の申立てがない場合、法定(指定)相続分により遺産分割がされたものとみなす(通常の共有となる)という提案です。併せて、通常共有や遺産共有の管理の在り方等についても提案されています。いずれの提案も法案化される可能性が高く、注目すべき論点です。

# 8論1 配偶者保護

# 各論 1-1 総論

法制委員会 副委員長 廣畑 牧人 (55期)

## 1 相続法改正と配偶者保護

今般の相続法改正は、法務大臣による諮問第100号(平成27年2月)に基づくものである。同諮問は、「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要があると思われる」としており、配偶者の死亡により残された他方配偶者の保護を改正の主眼の一つとしている。

## 2 配偶者保護を趣旨とする改正の概要

# (1) 新法によって新設された配偶者保護のための 規律

昨今の高齢化社会の進展に伴い、配偶者の一方が 死亡したとき、残された配偶者(以下、単に「配偶者」 という)もまた高齢であることが多く、その生活保障 を図る必要性がより高まっているといえる。

そして、配偶者の生活保障を考えるにあたっては、 生活の拠点である居住場所の確保が重要といえるが、 さりとて、居住場所さえ確保できれば事足りるとも いいきれない。そこで、新法は、以下の各規律を設け た。なお、詳細については各論の説明を確認いただき たい。

# (2) 配偶者短期居住権…相続関係者の意思表示と は関係なく成立する居住権

夫婦が同居居住する不動産があっても、それが夫婦 共有名義であるとは限らず、被相続人名義であること も少なくない。そのような場合、当該不動産は相続財 産として遺産分割の対象となるが、旧法のもとでは、 当該不動産に対する相続開始後の配偶者の占有権原 が必ずしも明確とはいえない場合がある。 そこで、新法は、判例法理を参考として、配偶者に対し、一定期間につき当該不動産の居住権を認めた。これが配偶者短期居住権である(新1037条以下)。 当該物件を無償で使用することができる使用貸借類似の権利であり、その要件を満たしていれば相続関係者の意思表示等をまたずに成立する。弁護士としてはその成立要件、権利消滅要件を十分に把握しておく必要がある。

## (3) 配偶者居住権…相続における選択肢の追加

(2)のケースの場合で遺産分割協議を行うとしても、不動産の価額は相続財産に属する財産のなかでは相対的に高額となることが少なくない。そうすると、相続財産に占める当該不動産の価額次第では法定相続分を前提とした遺産分割において配偶者が不動産を取得することが困難となり、または他の相続財産の取得が困難になることがありうる。そこで、新法は、配偶者につき原則として死亡までの間、無償で当該不動産に居住することができる法定の権利を新設し、配偶者の生活保障を図りつつ柔軟な遺産分割を行うための選択肢を追加した。これが配偶者居住権(新1028条以下)である。

配偶者居住権は、雑駁にいえば配偶者一代限りの 居住権原であって、その評価額が当該不動産の所有 権よりは低額となる点に特徴がある。

# (4) 持戻し免除の意思表示推定規定…婚姻期間20 年以上を経た配偶者の保護

夫婦が同居する不動産について、その所有者であった配偶者が生前に他方配偶者に贈与または遺贈するケースがある。このような場合、当該財産の贈与又は遺贈を受けた配偶者の特別受益となり、遺産分割にあたって「異なった意思表示」すなわち持戻し免除の意思表示が認められなければ、具体的相続分の算定

にあたり持戻しの問題を生ずる(新903条1項,3項)。

しかし、このような持戻しを行うことが相続における実質的衡平になじまない結果となる可能性がある。そこで、婚姻期間が20年以上の夫婦間での居住用建物又は敷地の遺贈又は贈与につき、上記における持戻し免除の意思表示があったものと推定する旨の規定が設けられた(新903条4項)。

居住用不動産は夫婦の協力により形成された財産

であることが多く、これが無償譲渡された場合でも、 後日の遺産分割において持戻しを行うことを求めていたとはいえない場合が多いと考えられることから、特別受益と持戻しに関する通常の規律を逆転させたものである。なお、これはあくまで推定規定であって、みなし規定ではない。対象財産が限られているが、弁護士として押さえておくべき規定である。

# 各論 1-2 **配偶者短期居住権**

## 法制委員会 副委員長 櫻庭 広樹 (55期)

## 短期居住権の概要

今般の相続法の改正において認められた「配偶者 短期居住権」とは、被相続人の配偶者が相続開始時 に被相続人の建物に無償で居住していた場合に、無 償での短期の居住権を認めるものである(新1037条)。

## 2 短期居住権の趣旨

判例(最判平成8年12月17日・民集50巻10号2778頁)は、被相続人の共同相続人の一人が相続開始時に被相続人の建物に被相続人と同居していた場合について、被相続人と当該共同相続人との間で使用貸借契約が成立したと推認しその保護を図っていたが、第三者に居住建物が遺贈された場合や被相続人が反対の意思を表示した場合など、被相続人の意思が推定できない場合には保護に欠けるとの指摘があった。そこで、今般の改正法においては、被相続人の意思にかかわらず、相続開始時に被相続人の建物に無償で居住していた配偶者を保護するため、法定の短期居住権を認めたものである。

## 3 配偶者短期居住権の要件

配偶者短期居住権は、①配偶者が、②被相続人の

財産に属した建物に、③相続開始時に無償で居住していた場合に、④当該居住建物の所有権を相続又は遺贈等により取得した者に対して有する、当該居住建物(その一部のみを無償で使用していた場合はその部分に限る)に無償で一定の期間居住することができる債権である。なお、配偶者短期居住権では、居住建物の「使用」権限は認められるが、「収益」権限は認められない(部会資料22-2)。この点は、配偶者居住権と異なる。

配偶者短期居住権は、配偶者(①) に認められた 権利であり、配偶者以外の者の居住権の保護に関し ては、使用貸借契約の推認等の従前の枠組みによる ものと考えられる。

配偶者短期居住権の対象となる建物は、被相続人の財産に属した建物であることが前提であるが(②)、 当該建物を被相続人が配偶者以外の他の者と共有していた場合であっても配偶者短期居住権は認められる。この点、配偶者居住権と異なる(新1028条1項ただし書)。

また、配偶者短期居住権は、配偶者が相続開始時に無償で居住していた場合に認められるところ(③)、被相続人と配偶者が生前に使用貸借契約を結んでいた場合でも、無償で居住していたのであるから、その使用権限と並行する形で配偶者短期居住権を取得すると解される(部会第25回会議議事録3頁)。また、

「建物に居住していた」というためには、建物の全部が居住用である必要はなく、一部を居住のため使用していればよい。配偶者が建物の一部を居住用、一部を店舗用として使用していた場合でも全体を無償で使用していれば、全体につき配偶者短期居住権が認められるが、店舗部分は有償で使用し、居住用部分は無償で使用していた場合は、配偶者短期居住権が認められるのは、当該居住用部分に限られる。なお、相続開始時の被相続人との同居は要件ではない。

配偶者短期居住権は、居住建物の所有権を相続又は遺贈等により取得した者に対する債権である(④)。前記のとおり、被相続人が居住建物の共有持分を有するに過ぎなかった場合でも短期居住権は成立するが、当該共有持分を相続又は遺贈等により取得した者との関係で主張できるに過ぎず、他の共有者に対しては配偶者短期居住権を主張できない。

また、居住建物の取得者は、第三者に対する居住 建物の譲渡その他の方法により配偶者の居住建物の 使用を妨げてはならないが(新1037条2項)、配偶者 短期居住権に第三者対抗要件は認められておらず、 居住建物取得者がこの義務に違反して第三者に譲渡 した場合は、原則として配偶者は居住建物の新所有者 に配偶者短期居住権を主張することはできないと考え られる。

配偶者短期居住権により無償で居住できる一定の期間については、(i)居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産分割をする場合と(ii)それ以外の場合とで規律が分けられている。(i)の場合とは、配偶者が居住建物について遺産共有持分を有している場合のことであるが、この場合は、①遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は②相続開始の時から6か月を経過した日のいずれか遅い日まで配偶者短期居住権が存続する。他方、(ii)の場合とは、配偶者以外の者が遺贈、死因贈与により居住建物の所有権を取得したときや配偶者が相続放棄したときであるが、かかる場合には、居住建物取得者はいつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れができ(新1037条3項)、この申入れの日から6か月を経過した日まで配偶者短期居住権が存続する。

なお、配偶者が、①相続開始の時において配偶者 居住権を取得したとき、又は、②相続人の欠格事由に 該当するとき、若しくは廃除によりその相続権を失っ たときは、短期居住権を取得しない(新1037条1項 ただし書)。

## 4 配偶者短期居住権の消滅

配偶者短期居住権は、一定の期間に限って認められた権利であるため、当該期間が満了すれば、当然に消滅する。また、配偶者短期居住権は、相続開始時に被相続人の建物に居住していた配偶者に認められるものであり、配偶者の相続人に相続されず、当該配偶者の死亡によって消滅する(新1041条、597条3項)。対象である居住建物が全部滅失等した場合も消滅する(新1041条、616条の2)。

配偶者短期居住権を有していた配偶者が配偶者居住権を取得した場合,配偶者短期居住権によって保護を図る必要がなくなるため,配偶者短期居住権は消滅する(新1039条)。

なお、配偶者短期居住権を取得した配偶者は、居住建物について、用法遵守・善管注意義務を負担し、居住建物取得者の承諾なく第三者へ使用させることが禁止されるが、これらに違反した場合、居住建物取得者は、配偶者短期居住権の消滅請求を行うことができ、この場合も、配偶者短期居住権は消滅することになる(新1038条)。

新1039条に規定する場合を除き、配偶者短期居住権が消滅した場合、配偶者は、居住建物の返還、附属物の収去、原状回復義務を負うこととなる(新1040条)。

# 各論 1-3 **配偶者居住権**

## 法制委員会委員 平良明久(65期)

## 第1 成立要件

- 1 配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物 に居住していたこと (新1028条1項本文)
- 2 被相続人が居住建物を配偶者以外の者と共有していないこと(同項但書)
- 3 以下(1)又は(2)のいずれかに該当するとき
  - (1) 当事者の意思による取得
    - ア 遺産分割によって配偶者居住権を取得 するものとされたとき(同項1号)

#### 又は

イ 配偶者居住権が遺贈の目的とされたと き(同項2号)

#### 又は

- ウ 被相続人と配偶者との間に、配偶者に 配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与 契約があるとき(同項2号、民法554条)
- (2) 遺産分割審判による取得
  - ア 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権 を取得することについて合意が成立してい るとき (新1029条1号)

#### 又は

イ 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居 住権を希望する旨を申し出た場合におい て、居住建物の所有者の受ける不利益の 程度を考慮してもなお配偶者の生活を維 持するために特に必要があると認めるとき (同条2号)

1については、配偶者居住権は配偶者の居住を保護する権利であるとともに、生活保障を図る趣旨であるから、被相続人が所有する建物に配偶者が居住している必要がある。「居住していた」とは、配偶者が当該建物を生活の本拠としていたことを意味する(堂薗

幹一郎ほか「相続法改正の概要 (1)」NBL1133・7頁 参照)。

2が要件とされているのは、被相続人の遺言や共同相続人間の遺産分割によって、共有持分権者である第三者に配偶者による無償の居住を受忍するという負担を生じさせることはできないためである(部会資料25-2・7頁)。なお、「配偶者以外の者」とされているため、配偶者が共有持分を有する場合であっても、配偶者居住権を取得することは妨げられない。この趣旨は第3・3のとおりである。

3のうち(2)イにおいて、共同相続人全員の合意がない場合に、審判で配偶者居住権を設定できる場面を制限しているのは、配偶者居住権が建物所有者に一定の負担を課すものであるためである(部会資料11・4頁)。

## 第2 権利の内容の概略

#### 1 法的性質

法制審議会において、配偶者居住権は賃借権類似 の法定債権として整理された。

#### 2 対抗力

居住建物の所有者は、配偶者居住権を取得した配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う(新1031条1項)。

### 3 使用収益権

配偶者居住権を取得すると、配偶者は居住していた建物の全部について使用及び収益する権利が認められる(新1028条1項本文)。

#### 4 存続期間

原則として、配偶者居住権の存続期間は終身の間 とされている(新1030条本文)。しかし、遺産の分割 の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき,又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは,それよりも短い期間を定めることができる(同条但書)。

## 5 配偶者居住権の範囲

配偶者居住権は、「居住していた」ことが必要とされているが、建物全体を居住の用に供していたことまでは要件とされていない。したがって、仮に建物の一部しか使用していない場合でも、配偶者居住権は建物全体に発生する(新1028条1項本文)。

#### 6 用法遵守義務・善管注意義務

配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない(新1032条1項本文)。

## 7 譲渡禁止

配偶者居住権は、譲渡することができない(新1032条2項)。そうすると、例えば配偶者が介護施設に入所するなどで居住建物へ居住しなくなった場合に、換価する手段がないように思える。この場合、配偶者としては、上記1のとおり、配偶者居住権も一種の法定債権であり債権放棄することが可能とされているため、配偶者居住権を放棄する代わりに建物所有者から対価を取得するという内容で建物所有者と合意することが考えられる(部会資料26-2・2頁)。また、以下8のとおり所有者の承諾を得て、第三者に使用させ、配偶者が収益を得る方法もある。

## 8 居住建物を第三者に使用収益させる場合等の 所有者の承諾

居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物を増・改築し、又は、第三者に居住建物の使用・収益をさせることができない(新1032条3項)。そして、所有者の承諾をもって第三者に使用収益させた場合における賃貸人である配偶者、賃借人の第三者、建物所有者との関係については、賃貸借における転貸の規定が準用される(新1036条、債権法改正後613条)。

#### 9 修繕等

配偶者は、第一次的な修繕権を有する(新1033条 1項)。配偶者が修繕した場合、通常の必要費は配偶 者が負担し(新1034条1項)、特別の必要費は支出 した金額を建物所有者が負担し(新1034条2項、 583条2項、196条1項)、有益費は支出による価格の 増加が現存する場合に限り、支出した金額又は増加 額のいずれかを建物所有者の選択によって建物所有者 が負担する(新1034条2項、583条2項、196条2項)。

修繕を要するとき、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、建物所有者に遅滞なく通知しなければならない(新1033条3項)。配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしなければ、建物所有者は自ら修繕ができる(同条2項)。

## 第3 消滅事由

- 1 存続期間の満了(新1030条)
- 2 居住建物の滅失等(新1036条,債権法改正 後616条の2)
- 3 混同による消滅(民法520条)
- 4 配偶者居住権の消滅請求(新1032条4項)
- 5 合意又は権利放棄(民法519条)による消滅
- 6 配偶者が死亡したとき(新1036条,債権法 改正後597条3項)

1及び2は、配偶者居住権の消滅事由となる。

3は、配偶者が所有権を取得した場合における、混同による消滅である。ただし、配偶者が配偶者居住権を取得した後に、当該建物の共有持分権を取得したにすぎない場合には、混同の例外として配偶者居住権は消滅しない(新1028条2項)。配偶者が共有持分権を有する場合であっても、他の共有者が配偶者に対して不当利得返還請求をしたり、共有物分割を求めたりすることで、配偶者が居住建物に居住できなくなることを防ぐ趣旨である(部会資料25-2・8頁)。なお、同様の理由で、共有持分権を有する配偶者が、当該建物につき配偶者居住権を取得することは妨げられない(新1028条1項但書参照)。

4は、上記第2・6又は8について配偶者が違反した場合において、建物所有者が配偶者居住権の消滅請求をすることができることとしたものである。

5は、配偶者居住権も一種の法定債権であることから、合意又は配偶者による一方的な権利放棄により、 配偶者居住権は消滅することとしたものである。

6は、配偶者居住権が、配偶者の居住の権利を保護するため政策的に設けられたものであるから、配偶者が死亡した場合には、消滅することとしたものである。

## 第4 配偶者居住権の評価額

#### 1 法制審議会における議論

配偶者居住権の評価額は,各相続人の具体的相続 分に影響を与えるため,重要であるが,その評価方法 については、民法に定めが置かれているわけではない。 法制審議会においては相続人全員の合意があること を前提とした簡易な評価方法が示された(部会資料 19-2)。相続人全員の合意が得られない場合には、最 終的には専門家の鑑定評価によることになると思われ る(部会資料19-1・11頁)。

#### 2 相続税法上の評価額(相続税法23条の2の新設)

配偶者居住権の評価方法のうち、相続税を計算する 上での相続税評価の方法については、2019年3月27 日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律案」 において示され、相続税法23条の2が新設されること となった。この評価方法は、遺産分割等の場面におい ても、配偶者居住権の評価方法の一つとして参考にさ れることになると思われる。

# 各論 1-4 持戻し免除の意思表示の推定規定

法制委員会 副委員長 岩田 真由美 (55期)

# 1 持戻し免除の意思表示の推定規定 創設とその趣旨

今般の相続法改正の諮問100号では、高齢化社会の進展を背景とした社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者への生活の配慮への観点から配偶者を保護する方策の検討が重要な課題の一つであった。当初は、配偶者の法定相続分の引き上げが検討されたが、パブリックコメントの結果を受けて、法定相続分の引き上げに代えて導入されたのが、「持戻し免除の意思表示の推定規定」である。

新903条1項を厳格に適用すると、被相続人が残された配偶者を守るために自宅の遺贈・贈与を行っても、それは特別受益にあたるため、配偶者の具体的相続分の算定において、原則として持戻しの対象となってしまう。そのため、被相続人が当該特別受益の持戻しを免除する旨の意思を表示しなければ、相続手続の過程で配偶者を保護することが困難となる。このように

被相続人の意思に反し、配偶者の保護を図れない結果となる不都合を解消し、その保護を強化するために、現行の903条に4項として持戻し免除の意思表示を推定する規定が設けられた。

本規定の提案にあたって参考にされたのが、配偶者間の贈与に対して特別の配慮をした相続税法上の贈与税の特例である。この特例では、婚姻期間が20年以上の夫婦の間で、専ら居住の用に供する不動産(土地若しくは土地の上に存する権利若しくは家屋)又は居住用不動産の取得のための金銭の贈与が行われた場合には、基礎控除(110万円)のほかに最高2000万円まで配偶者控除ができるとされている(相続税法21条の6)。その制度趣旨は、配偶者の老後の生活保障を意図して、居住用不動産その他の贈与が行われることが多いことを背景に、民法上の相続手続においても同様の考慮が妥当すると考えられることから、本制度の導入の参考にされた。

## 2 持戻し免除の意思表示の推定規定 の概要

#### (1) 新903条4項の新設

新903条4項の新設により、被相続人は、配偶者の特別受益分について相続財産への持戻し免除の対象とするという意思を明示的に表示していない場合にも、その意思表示があったものと推定される。その結果、当該特別受益分について持戻す必要がないことから、配偶者はより多くの財産を取得することが可能となり、配偶者の生活の保護につなげることが可能となった。新法のもとでは、①婚姻期間が20年以上に亘る夫婦間において、②被相続人が配偶者に対して、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたとき、③被相続人は、その遺贈又は贈与について、新903条第1項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定する、と定められた。なお、同項は持戻し免除の意思表示があったことを推定するにとどまるので、他の相続人等が被相続人の反

対の意思表示があったことの立証ができれば、原則に 戻って、当該特別受益分については持戻しを行うこと になる。

#### (2) 適用場面

本制度のもとでは、被相続人から配偶者への贈与 (債権法改正後549条以下)のみならず、遺贈及び遺 贈の規定が準用される死因贈与(554条)についても 持戻し免除の対象となる。また、遺贈により配偶者居 住権を設定した場合にも持戻しが免除されることが規 定された(新1028条3項)ことから、遺贈を用いて 配偶者居住権を設定することで、配偶者が取得するこ とが可能な財産を増やすことも可能となる。なお、前 述のとおり、持戻し免除の意思を推定するにとどまり、 被相続人にその意思がなかったことの反証がされると 本項の推定が破られてしまう。したがって、持戻し免 除に関する相談を受けたときには、本項の効力に頼る ことなく、被相続人の意思を明確な形で残すようアド バイスすることが必要となろう。

# 8論2 遺言の利用促進

# 各論 2-1 自筆証書遺言の方式緩和(新968条)

法制委員会委員 前田 昌代 (68期)

### 1 概要

## 一財産目録をパソコンで作成できる

旧法では自筆証書遺言は全て遺言者が手書きしなければならないので、特に相続財産の数や種類が多い場合には遺言者の負担が大きく、誤字脱字が生じる危険もある。そこで、新法では、相続財産の目録部分を添付し、これについては自書によらない方式によることが認められた(新968条2項前段)。

目録として添付できるものとして, パソコンで作成 したリストや, 他人による代筆, 預金通帳等のコピー や不動産全部事項証明書等が考えられる。

同条2項および3項は平成31年1月13日に施行された。

#### 2 自書によらない方式

自書によらない目録部分にも署名及び押印は必要となる。署名押印は毎葉に必要であり、両面に記載がある場合は両面それぞれにする必要がある(新968条2項後段)。押印は、遺言全体で同一の印鑑を用いることは要求されていないので(新968条1項・2項参照)、各葉の押印が異なる印鑑でされていても遺言は無効に

はならない。なお、公正証書遺言と異なり、各葉の間 に契印を押す必要はない。

一枚の用紙に本文部分と目録部分を混在させること は認められないと考えられる(部会資料24-2)。その ため、たとえば通帳のコピーの余白部分に遺言を自書 した場合、遺言書全体が無効となる可能性が高い。

また、登記事項証明書等には、日付など、目録に 用いるには余分な情報が記載されている。そのため、 遺言書本文の日付よりも証明書の日付の方が新しいと いった場合も生じ得る。これにより遺言書の作成日が 曖昧になり、遺言全体が無効となることもあると考え られる。本文作成と目録添付について、遺言作成行 為としての一体性が認められれば、有効な遺言と認め られる可能性もあるが、遺言作成段階では作成日が曖 昧にならないよう注意すべきと考えられる。

## 3 変更方法

遺言作成後に変更をするときは、旧法と同様に自筆

で記載された本文に変更場所及び変更したことを追加記入して署名をし、変更した場所に押印をする必要がある(新968条3項)。目録部分を差し替えたい場合、元の目録を抜いてしまうと遺言全体が無効となる可能性が高い。そのため、取り除きたい目録にバツをつけて署名押印をし、新しい目録を追加するという方法等が考えられるが少々煩雑である。方式違反となるおそれもあるため、場合によっては新しい遺言を作成した方が良いと考えられる。

## 4 実務上の注意点

自書によらない目録を使う場合,自書でないコピー等に本文を書き込む等の,遺言書作成や加除変更のミスにより遺言全体が無効となり得るため,より慎重に遺言を作成または変更することが求められる。

東京弁護士会編『ケースでわかる改正相続法』(弘文堂・2019年3月)には記載・変更例があるため参考にされたい。

# 各論 2-2 遺言書保管法の概略

## 法制委員会委員 小林 英憲 (63期)

## 1 遺言書保管法の成立~公正証書遺言・ 自筆証書遺言のメリット・デメリット等

2018年7月6日, 法務局における遺言書の保管等に関する法律(通称「遺言書保管法」, 以下「法」という) が成立した。

従前,自筆証書遺言は,費用をかけず,証人が不要で,存在を人に知られず,自由に遺言書の書き換えができるというメリットがある一方,遺言書の紛失,相続人等による隠匿・変造のおそれ,遺言書の存在が把握されずに遺産分割協議が進行した後覆る,要件不充足で無効となる等のデメリットが指摘されてきた。

この点, 公正証書遺言は, このデメリットを軽減で

きるが、手続が面倒で費用が嵩み、他に知られ易く、 公証役場の数も少なく利用に不便を来たす等遺言作 成者のニーズに応えきれない面もある。

このような背景から、自筆証書遺言を法務局において保管する制度(以下「遺言書保管制度」という)が立法化された。なお、施行期日は2020年7月10日である。

## 2 遺言書保管制度について

## (1) 手続~遺言者本人によらなければならない等

遺言者は、法務大臣の指定する法務局(以下「遺言書保管所」という)に自ら出頭して遺言書の保管の申請をしなければならない(法4条6項)。

そのため、代理人や使者による申請は認められず、 病気等のため遺言者自らが遺言書保管所へ出頭でき ない場合、遺言書保管制度は利用できない。

遺言書の保管を申請する際には、遺言書に添えて、法 4条4項各号所定の事項を記載した申請書を提出する。

この保管申請は、遺言者の住所地若しくは本籍地等 の遺言書保管所に行う(法4条3項)。

もっとも,既に遺言者の作成した他の遺言書が保管 されている場合には,同じ遺言書保管所に申請しなけ ればならない (法4条3項括弧書き)。

## (2) 保管要件~無封でなければならない等

遺言書保管制度では、遺言書保管所において要件が充足されているかどうかの確認を行うから、保管できる遺言書は無封で、かつ法務省令で定める様式で作成されたものに限られる(法4条2項)。

## (3) 保管態様~データ化等

申請された遺言書の原本は、遺言書保管所の施設 内で保管される(法6条1項)。

これと共に、大規模災害等による滅失のおそれを考慮して情報がデータでも保管される(法7条1項・2項)。

# 3 遺言者生存中の取り扱い 〜遺言者本人のみ可能

#### (1) 閲覧・照会

遺言者は、保管を依頼した遺言書保管所に出頭し、申請した遺言書の閲覧を請求できるが(法6条2項)、遺言者の存命中は、遺言者以外の推定相続人等の閲覧や照会への回答は認められない(法9条1項)。

これは、遺言者のプライバシーを保護する必要性が あり、他者に知らせるか否かは遺言者自身の意思に委 ねられるべきであるからである。

#### (2) 申請の撤回・返還請求

遺言者が、申請した遺言書の保管申請を撤回する ためには、自ら遺言書保管所に出頭する必要がある (法8条1項)。 このように、遺言者本人が行わなければならないから、病気等遺言者自らが遺言書保管所へ出頭できない場合、保管申請の撤回や返還請求はできない。

仮に、異なる遺言内容とするためには、遺言の撤回 (民法1022条) や内容の異なる遺言書を新たに作成 する必要がある(民法1023条)。

## 4 遺言者死亡後の取り扱い\*

#### (1) 関係遺言書についての有無照会

遺言者が死亡した場合に限り、誰でも、「関係遺言書」(請求者が相続人・受遺者等となっている遺言書)が、遺言書保管所に保管されているか否かの有無を確認することができる(法10条1項・2項、9条2項)。

仮に、関係遺言書が保管されている場合、相続人 や受遺者等の関係者は、遺言書保管ファイル(法7 条2項)に記録されている保管場所や保管番号・作 成年月日が記載された「遺言書保管事実証明書」の 交付を請求できる。

#### (2) 保管した関係遺言書の写し等の交付・閲覧

遺言者が死亡した場合に限り、相続人や受遺者等の関係者は、遺言書保管所に対し、遺言書保管ファイル(法7条2項)に記録されている事項(遺言書の写しを含む)が記載されている「遺言書情報証明書」の交付を請求できる(法9条1項)。

この交付請求は、実際に当該遺言書が保管されている遺言書保管所にする必要はなく、どの遺言書保管所でもよい(法9条2項)。なお、原本の閲覧請求は、当該遺言書が保管されている遺言書保管所に対してする必要がある(法9条3項)。

遺言書保管所は、相続人や受遺者等の関係者に対し、この遺言書情報証明書を交付したり、遺言書の閲覧をさせたときには、速やかに、他の相続人等当該遺言書の関係者に対し、遺言書を保管している旨を通知する(法9条5項本文)。このように、交付等の申請があれば通知されるが、遺言者の死亡に伴い自動的に通知されるわけではないから、遺言書が保管されている事実を誰かに知らせておく必要はある。

## 5 今後について

#### (1) 遺言書保管制度のメリット

被相続人が死亡した場合,遺言書保管所に保管されている関係遺言書は検認手続が不要であるし(法11条),遺言の執行は遺言書原本ではなく,遺言書情報証明書(複数部発行可能と考えられる)でも行うことができるから、相続登記や預金の解約手続きを早期に行うことが期待できる。

更に、申請の際に要件確認がされているから、方式 違反等による無効という事態を防止しやすい。

### (2) 遺言書保管制度の普及

遺言書保管制度は前述した内容を持つものである ところ、現在においても、公正証書遺言という公的に 安定した制度があり、自筆証書遺言にも信託銀行等 による保管などの民間サービスもある。

このような中で、公的な自筆証書遺言の保管制度 が、どのような役割を果たすことになるのか、自筆証書 遺言を促進する効果をどの程度有するかは今後の運用 次第であろう。

#### \*整理

行 為	主体・場所	
関係遺言書(自己に 関係する遺言書)の 有無の確認	誰でも, どの遺言書保管所に 対しても可能	
関係遺言書の写し等の交付請求	一定の者(相続人・受遺者等の 関係者)のみ, どの遺言書保管 所に対しても可能	
関係遺言書の原本の 閲覧	一定の者(相続人・受遺者等の 関係者)のみ,原本の有る遺言 書保管所に対してのみ可能	

# 各論 2-3 遺言執行者の権限等

法制委員会委員 淺井 健人 (64期)

## 1 遺言執行者の権限の明確化

### (1) 遺言執行者の法的地位の明確化

旧法では、遺言執行者の法的地位は、「相続人の代理人とみなす」(旧1015条)とされるのみで必ずしも規定上明確ではなかった。そのため、遺言者の意思と相続人の利益が対立する場合に遺言執行者と相続人の間でトラブルになることがあった。そこで、新法では、旧1015条が改正され、新1012条1項に、「遺言の内容を実現するため」との文言が追加され、遺言執行者は遺言者の意思と相続人の利益が対立する場面においても、あくまでも遺言者の意思に従って職務を行えばよいことが明確になった。また、「相続人に対して直接にその効力を生ずる」(新1015条)と定められたことにより、遺言執行者の行為の効果が相続人に帰属することが明確になった。

## (2) 特定財産承継遺言

#### ア 対抗要件具備権限の付与

遺産分割方法の指定として遺産に属する特定の 財産を共同相続人の1人又は数人に承継させる旨の 遺言(特定財産承継遺言。新1014条2項)がある 場合,何らの行為を要せず死亡のときに直ちに相続 人が当該遺産を確定的に取得することとなるとされ (最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁),相 続人による単独の登記申請が認められている。その ため、判例では、遺言執行者は不動産の登記手続 きについては、権利も義務もないとされていた(最 判平成11年12月16日民集53巻9号1989頁)。

もっとも、対抗要件具備行為は、受益相続人に その権利を完全に移転させるために必要な行為であ り、遺言の執行に必要な行為といえること、新法で は、遺産分割方法の指定による権利変動について も受益相続人の法定相続分を超える部分について は対抗問題として処理されること (新899条の2) から、対抗要件具備行為については遺言執行者の権限に含めるものとされた (新1014条2項)。

#### イ 特定物の引渡義務

特定物を目的とした特定財産承継遺言であったとしても、遺言者の意思としては、目的物の占有、管理は相続開始時から所有権に基づき受益相続人自らが行うことを期待しているのが通常であると考えられることから、遺言書に目的物の管理や相続人への引渡しを遺言執行者の職務とする旨の記載があるなどの特段の事情がない限りは、遺言執行者は引渡義務を負わない(最判平成10年2月27日民集52巻1号299頁)。

#### ウ 預貯金の解約. 払戻権限の付与

現在の銀行実務では、弁護士などの専門家や金融機関が遺言執行者として預貯金の解約や払戻しを求めてきた場合、応じる金融機関が多いといわれている。そして、遺言執行者がいる場合、受益相続人に当該預貯金債権の対抗要件を具備させたうえで、受益相続人が自ら預貯金債権を行使するよりは、遺言執行者に払戻権限を認め、預貯金の分配まで委ねる方が手続きとして簡便であり、また、遺言者の通常の意思に合致する場合が多いと考えられる。

そこで、新法では、遺言執行者に預貯金債権の 払戻し及び解約の申入れをする権限を付与した(新 1014条3項本文)。ただし、解約の申入れは、当該預貯金債権の全部が特定財産承継遺言の目的である場合に限るものとされた(新1014条3項ただし書)。

### (3) 遺言執行者の通知義務の新設

相続人は遺言執行者の有無について重大な利害関係を有しているが、旧法では、遺言執行者がいる場合に相続人がこれを知る手段は確保されていない。そこで、新法では、遺言執行者は任務開始後遅滞なく遺言の内容を相続人に通知しなければならないものとされた(新1007条)。

## 2 遺言執行者の復任権

旧1016条1項は、やむを得ない事由がなければ第三者に任務を行わせることができないものとしていた。しかし、十分な法律知識を有しない者が指定されることも多く、事案によっては、適切な執行が困難な場合もある。そこで、遺言執行者は、他の法定代理人と同様、自己の責任で第三者に任務を負わせることができ(新1047条1項)、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみ負う(新1047条2項)ものとされた。

# 各論 2-4 遺留分

#### 法制委員会 委員 棚橋 桂介 (66期)

## 1 改正のポイント

遺留分制度の改正のポイントは、下記3点である。

- ① 遺留分に関する権利の物権的効力が否定され、 金銭債権に一本化された
- ② 遺留分侵害額の計算方法が明確化された
- ③ 相続債務を受遺者または受贈者が弁済等により

消滅させたとき、受遺者らが遺留分侵害額請求権 にかかる債務の消滅を請求できる制度が創設された

#### 2 各論

#### (1) 遺留分侵害額請求権

旧法の遺留分減殺請求権の法的性質は、物権的効

力を有するとされていた。すなわち, 遺留分減殺請求権の行使(意思表示)によってその限度で贈与・遺贈の効力が失われ, その結果, 現物返還が原則となると考えられていた。

しかし、このような考え方の帰結として、減殺請求の結果、遺贈または贈与の目的財産は受遺者または受贈者と遺留分権利者の共有になることが多く、円滑な事業承継の障害となったり、共有関係の解消をめぐって新たな紛争を生じさせたりしているという問題があった。

他方,戦後の遺留分制度は,遺留分権利者の生活保障や遺産の形成に貢献した遺留分権利者の潜在的持分の清算等を目的とする制度となっており,その目的を達成するために,必ずしも物権的効果まで認める必要性はないとの指摘もなされていた。

このような問題意識を踏まえて検討がなされた結果、最終的に、遺留分に関する権利の物権的効力を否定し、金銭債権化するという方策がとられることとなった。これにあわせて、権利の名前も、遺留分減殺請求権ではなく、遺留分侵害額請求権と改められた。正確に述べると、遺留分侵害額請求権は形成権であり、この形成権を行使する(意思表示をする)ことによって、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求する権利が発生することになる(新1046条1項)。

もっとも、金銭請求を受けた受遺者または受贈者が 直ちには金銭を準備できず履行遅滞に陥って不利益を 被る可能性があるところ、これらの者の利益に配慮す る必要性がある。そこで、新法では、金銭請求を受け た受遺者または受贈者の請求により、裁判所が、金 銭債務の全部または一部の支払いにつき期限を許与することができるようにした(新1047条5項)。

なお、新1047条5項は、どのような事由があれば期限の許与が認められるのか、どれくらいの期限が与えられるのかについて明らかにしていない。これらについては裁判所の裁量に委ねられることになるが、一般的には、換価・資金調達に必要な通常の期間が許与されることになると思われる。

#### (2) 遺留分侵害額の計算方法の明確化

遺留分算定の基礎となる財産は,

相続開始時の相続財産+贈与した財産の価額-相 続債務

とされている。

この「贈与した財産の価額」として算入される贈与の範囲は、旧1030条前段では「相続開始前の1年間にしたもの」とされ、同条後段で、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知って贈与をしたときは、1年前の日より前にした贈与についても算入されるとされていたが、通説は、旧1044条が旧903条を準用することから、相続人に対する特別受益に該当する贈与は、1年以上前のものであっても全て加算されると解していた。

これに対しては、遺留分侵害額請求の対象は新しくされた遺贈または贈与から順番に対象となるところ、第三者である受遺者または受贈者は相続人に対する古い贈与の存在を知り得ないのが通常であるため、受遺者または比較的新しい受贈者が不測の損害を被りその法的安定性が害される恐れがあるとの指摘があった。他方、算入される生前贈与の期間をあまりに

	死亡前1年以内	死亡前1年超10年以内	死亡前10年超
相続人以外の者に対する 贈与(変更なし)	全て	加害の認識があるもの	
相続人に対する贈与 (旧法および判例)	<u>全て</u>	特別受益に該当する贈与以外の贈与であって、加害の認識があるもの 特別受益に該当する贈与であって、特段の事情がないもの	
相続人に対する贈与 (新法)	特別受益に該当する贈与		特別受益に該当する贈与であって、加害の認識があるもの

短期間に限定すると、相続人間の公平の点で問題を 生じる。

そこで、新法では、バランスをとって、相続人に対する贈与は、相続開始前10年間に行われた、婚姻もしくは養子縁組のためまたは生計の資本として受けた贈与の価額に限って、遺留分の算定に算入することにした(新1044条)。相続人の場合は、相続開始前1年間になされた贈与についても、特別受益に該当するものに限定されることになる。

結局、新法においては、遺留分を算定するための財産の価額は、

相続開始時の相続財産+第三者に相続開始前1年間に贈与した財産の価額+相続人に相続開始前10年間に婚姻もしくは養子縁組のためまたは生計の資本として贈与した財産の価額-相続債務

となる (新1043条1項)。

その上で、遺留分侵害額の算定については、

#### 遺留分侵害額

-遺留分を算定するための財産の額×個別的遺留分の割合-遺留分権利者が受けた遺贈または特別受益の額-遺留分権利者が相続によって取得すべき財産の額+遺留分権利者が承継する相続債務の額という計算式によって求められることが明確化された(新1046条2項)。

この計算式は、最判平成8年11月26日民集50巻 10号2747頁が示した遺留分侵害額の計算プロセスを 反映したものである。

上記計算式のうち、「遺留分権利者が相続によって 取得すべき財産の額」については、旧法下では解釈に 争いがあったが、新法では、寄与分を考慮しない具体 的相続分と明確にされた(新1046条2項2号)。

## (3) 相続債務がある場合の受遺者または受贈者の 負担額

(2)で述べたとおり、新法では、遺留分侵害額の算定式が明文化され、「遺留分権利者が承継する相続債務の額」が加算されることが明確になった(新1046条2項)。遺留分権利者が承継する相続債務の額が加算されるのは、遺留分権利者が相続債務を弁

済した後にも遺留分権利者に一定の財産が残るようにするためであるが、遺留分権利者が取得する権利が 金銭債権化されたことで、相続債務額が加算される ことは、受遺者または受贈者が遺留分権利者に対し て弁済資金を提供するのと同様の状態を生じさせることになる。

しかし、実際には、受遺者または受贈者が被相続 人の事業を承継し相続債務を弁済するようなケースが 少なからずあると思われ(遺留分権利者がその承継す る相続債務を弁済しないからといってその分の支払い を怠ることは困難であろう)、このような場合に、受遺 者または受贈者がその分の支払いをした上で遺留分権 利者にこれを求償するというのは迂遠であるし、受遺 者または受贈者からすれば、遺留分権利者に弁済資 金を支払うくらいであれば、期限の利益を放棄してで も相続債権者に直接弁済したいという場合もあると考 えられる。

そこで、新法は、受遺者または受贈者が遺留分権 利者の承継した相続債務を弁済等によって消滅させた ときは、消滅した債務額の限度において、遺留分権利 者に対する意思表示により、遺留分侵害額請求によ り負担した債務を消滅させることができる旨、またそ れによって、債務弁済等により受遺者または受贈者が 遺留分権利者に対して取得した求償権が、上記意思 表示によって消滅した債務の額の限度において消滅す る旨を規律した(新1047条3項)。

#### 3 終わりに

以上に示しただけでも、今次の改正によって遺言の 利用促進に関する諸制度がかなり大きく様変わりして いることをお分かりいただけたであろう。遺言の利用 促進に関する諸制度については、紙幅の都合上触れな かった細々とした改正点や留意点がほかにもあるので、 より詳しい専門書にあたられることをお勧めする。

# ☆論3 相続人等関係者間の公平の促進

# 各論 3-1 遺産分割前の遺産の処分・仮処分

法制委員会委員 山崎 岳人 (64期)

A弁護士とB弁護士は、同じ法律事務所に勤める 同期の弁護士である。B弁護士が難しい顔をして長い 間電話していたのを見ていたA弁護士は、B弁護士が 受話器を置いたところで、話しかけた。

(なお,以下の会話は,新法施行後のものを想定している。)

### (1) 事件の発生

A弁護士:難しそうな顔をしているね。何かあったの?

B弁護士: 今度、相続事件をボスから任されたんだけど、依頼者が知らない間に甲銀行から預金150万円が引き出されていたんだ。

**A弁護士**: それは大変だね。誰が引き出したかはわかっているの?

**B弁護士:**C さんという人で、別の相続人なんだ。僕 の依頼者は、C さんのことを、遺産泥棒だと言って、カンカンに怒っているんだ。

**A弁護士**: そしたら、Cさんに、150万円を不当利得か 不法行為で請求すればいいさ。

B弁護士:実は、Cさんは、土地の生前贈与を受けているんだよ。不当利得か、不法行為で請求すると特別受益の精算ができないから、僕の依頼者は納得しないよ。

**A弁護士**:困ったね。今回の相続法改正で何か手当はされていなかったっけ?

**B弁護士**: おお、忘れていた。相続法改正がされたんだったね。調べてみるよ。

## (2) 新たな解決方法

B弁護士は、相続法改正の内容を調べて、A弁護士に報告した。

B弁護士:いい解決策があったよ。今回の改正で、遺産分割前に遺産に属する財産が処分された場合には、共同相続人が全員同意すると、処分された財

産も遺産分割時に遺産として存在するものとみなす ことができるんだ (新906条の2第1項)。

A弁護士:よかったね。でも、Cさんは同意するのかな?

B弁護士: 僕もそこは悩んだのだけど, 共同相続人が 処分した場合には, 処分をした者の同意は不要なんだ (新906条の2第2項)。

**A弁護士:**へー, じゃあ解決だ。

B弁護士:でも、そうは簡単にいかないようなんだ。

A弁護士: どうして?

B弁護士:被相続人名義の預貯金債権を遺産分割の対象とする判例変更があったじゃないか(最大決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁,最判平成29年4月6日判時2337号34頁)。それ以前も銀行窓口では被相続人名義の預金を引き出すには相続人全員の同意が一般的に必要とされていたけど、判例変更後はなおさら銀行が預金の引出しに応じるわけはないんだ。

**A弁護士**: そうだね。そしたら、C さんはどうして 150 万円の預金を引き出すことができたのだろう?

B弁護士:可能性は2つ考えられるんだ。1つは、民 法909条の2で、遺産分割前に預貯金債権を引き 出すことができる場合があるんだ。

A弁護士:なんだい、それは。

**B弁護士**:葬儀費用や被相続人の治療費などの支払いのために、一定の金額については、裁判所の判断なく、引き出せるようにしたんだよ。

**A弁護士**:裁判所を通さないなんて、なかなか思い切った立法に踏み切ったんだね。

B弁護士: うん。家事事件手続法に仮分割仮処分(家事事件手続法200条)が規定されているのは知っているよね。この場合は、仮処分だから、家庭裁判所の判断が必要だ。今回の改正にあわせて、遺産が預貯金債権の場合については仮分割の要件が緩和された(同法同条第3項)んだけど、それだけでは不十

分だということらしい。

**A弁護士**: 仮分割仮処分の話はそうとして, 裁判所を 通さないで引き出せる一定の額っていくらなの?

B弁護士:払戻しを受けられる金額は、まず、口座基準で判断されるんだ。その場合は、相続開始時の預貯金債権の債権額の3分の1の金額に、払戻しを求める相続人の法定相続分を乗じた金額が上限になっている(新909条の2)。ただし、1つの金融機関から払戻しを受けられる金額は150万円が上限とされているんだ(平成30年法務省令第29号)。つまり、1つの金融機関に複数の口座がある場合であっても、その金融機関からは最大150万円の払戻ししか受けられないけど、複数の金融機関に口座がある場合は、各金融機関の上限が150万円だから、最大で「150万円に金融機関の数を乗じた金額」まで引き出すことができることになるようだね。

## (3) 異なる効果

**A弁護士**: なるほど。甲銀行から C さんが引き出した 金額は150万円なんだから、仮分割仮処分によるの か、民法909条の2によるのか、いずれかなんだ。 効果に何か違いはあるのかな?

B弁護士: 仮分割仮処分の場合には、あくまで仮処分だから、仮分割された預貯金債権を含めて、相続人は遺産分割をすることになる。もちろん、金融機関との関係では有効な弁済として取り扱われるんだけど。

**A弁護士**: なるほど。そうすると、Cさんの特別受益 を考慮した遺産分割が実現できるんだね。民法909 条の2による場合はどうなの?

B弁護士:民法909条の2による場合は仮処分ではないから、一部分割がされたものと擬制されるんだ(新909条の2)。

**A弁護士:** 一部分割にされてしまうということは, どういうことなの?

B弁護士:一部分割とみなすことの趣旨は、具体的相続分を超えて預貯金の払戻しを受けた場合に、払戻しを受けた者に超過額の清算義務を課すということなんだ(堂薗幹一郎・野口宣大編著『一問一答

新しい相続法 — 平成30年民法等(相続法)改正,遺言書保管法の解説』[商事法務]75頁)。

**A弁護士**:具体的にはどういうこと?

B弁護士:たとえば、預貯金1000万円の遺産があるときに、法定相続分2分の1を有する共同相続人が1000万円の生前贈与を受けているにもかかわらず、民法909条の2を使って50万円の払戻しを受けたとする。このとき、遺産分割の対象財産は残余財産の950万円に払戻額50万円を加えた1000万円となるので、みなし相続財産は、生前贈与の1000万円を加算して2000万円だ。その結果、50万円の払戻しを受けた共同相続人の具体的相続分は0円となって、払戻額の50万円が超過額となる。このとき、家庭裁判所は、遺産分割審判で、払戻しを受けた共同相続人に対し、代償金として50万円を支払うよう命じることができることになるようだ(同書同頁(注1))。

**A弁護士**: ということは、C さんが、どちらの制度を使って引き出していたにせよ、特別受益の精算は可能だということだ。

B弁護士:うん、そういうことになるね。

### (4) 事件の解決?

**A弁護士**: ところで、Cさんは、どうして、甲銀行から預金を引き出したんだろう?

B弁護士: 僕も動機が気になって調べたんだ。被相続 人が生前に150万円の借入れをしていて、返済期限 が到来していたんだけど、返済しないまま亡くなっ てしまったんだ。返済を迫られて困った C さんが、 預金を引き出してその返済に充てたらしい。

**A弁護士**:相続債務はCさんが負担することになるの?

B弁護士:いや、それは違うんだ。民法909条の2によるみなし一部分割のときは、あくまで預貯金債権の帰属が決められただけで、相続債務の精算は別なんだ。仮分割仮処分の場合は、預貯金債権の帰属さえ決められていないんだから、なおさら相続債務の精算なんてできない。結局のところ、相続人の間で話し合うか、話合いがまとまらないのなら求償権の問題として民事訴訟で解決することになる。

- **A弁護士**: なるほど。相続債務まで考えると、民事訴訟をしたくなければ、仲良く話し合って解決するのが一番ってわけだ。
- B弁護士: そうだね。今回の改正で、遺産分割前に相 続財産が処分された場合であっても相続人間の公平 を図ることができるようにするための制度整備がさ れたわけだけど、遺産分割における話合いの大切さ に変わりはないね。
- A弁護士:で、今回の件は、話合いで解決できそうなの?
- B弁護士:僕の依頼者に、Cさんが預金150万円を引き出した事情を説明したら、Cさんに対する感情はだいぶ和らいだよ。あとは、遺産分割協議でCさんが素直に特別受益の精算に応じてくれれば、というところだね。

## 各論 3-2 特別の寄与―相続人以外の者による特別の寄与

法制委員会委員 吉直 達法 (67期)

相談者Dさんは、亡Eさんの子の妻である。Dさんは数年前に夫が亡くなってからも、Eさんの身の回りの世話をしていた。その後Eさんが亡くなったことから、Dさんは、A弁護士に相談に来ていた。

#### (1) 制度趣旨

- Dさん: 先生, うちの夫の親は晩年寝たきりでした。 夫に先立たれた後も, 私がEの身の回りの世話をしていました。夫には兄弟姉妹がいますが, 仕事が忙 しいことを理由に親の面倒を看ることはしませんで した。私は時間もお金も使ってEの面倒を看てきた のですが, この苦労は報われないのでしょうか。
- A弁護士:まず、原則的な話からしましょう。Dさんもご承知のことと思いますが、DさんはEさんの相続人ではないため、相続権はありません。また、Eさんの身の回りの世話をしていたことが特別の寄与にあたるかという問題もありますが、DさんはEさんの相続人でない以上、寄与分(904条の2)も認められません。さらにEさんには子どもが何人かおられるようですので、相続人がいないとはいえず、特別縁故者に対する財産分与(958条の3)もないものと考えられます。
- **Dさん**: 夫はEの子どもであることに変わりはないと 思うのです。その寄与分というもので私の働きを考

慮してもらうことはできないのでしょうか。

A弁護士:確かに夫の寄与分の中で妻の寄与を考慮することを認めた裁判例も存在します(東京家審平成12年3月8日家月52巻8号35頁など)。しかし、この裁判例は、夫が存命であり相続人であることが前提になっているのです。もっとも、亡くなった方の面倒を看るなどして貢献した親しい関係にある人を救済しないことは不公平といえます。そこで今回、相続法が改正され、一定の要件の下で相続人でない親族(725条)に特別寄与料の支払請求権というものが認められることになりました(新1050条1項)。

#### (2) 要件

- Dさん: その要件とはどういったものなのですか。
- **A弁護士**:まず、被相続人の親族であることが大前提となります。そして、「特別の寄与」をしたことが必要です。
- **Dさん**:寝たきりのEの身の回りの世話をしたことは「特別の寄与」をしたことになりますか。
- A弁護士:「療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与」をしたことが必要です。相続人の寄与分と同様に「財産の維持又は増加」が要件ですから、E

さんの身の回りの世話をした事実を具体的にみていくことが必要ですね。また、これらの行為を「無償」で行ったことが必要です。何かしら対価を得ていたのであれば、それは精算済みと評価される可能性も否定できません。

- **Dさん**: むしろ私が色々な支払をしていたので、有償 ということはありません。そうすると誰にどうやって 請求すればいいのですか。
- A弁護士:請求の相手方はEさんの相続人になります。 ご主人には兄弟姉妹がおられたとのことなので、その兄弟姉妹に請求することになりましょうか。また、 Eさんの配偶者がご存命であれば、その方も相続人ですから、請求の相手方になります。請求の仕方としては、まずは協議になります。協議が整わなかったり、協議ができなかったりしたときは、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することになります(新1050条2項本文)。これらの手続的には、相続人の寄与分と同様に考えて差し支えないと思います(中間試案補足83頁)。
- **Dさん**:まずは協議が必要なのですね。いつまでにや らなければならないとかはあるのですか。
- A弁護士:権利行使の期間についても厳格な規定があります。DさんがEさんの相続の開始及び相続人を知った時から6か月、又は相続開始時から1年を経過すると特別寄与料の支払請求をすることはできなくなります(新1050条2項ただし書)。特に1年の期間制限は、いわゆる除斥期間と解されていますので注意が必要です。
- **Dさん**:思ったほど余裕はないのですね。身の回りの 世話をしていたのであれば、亡くなったことを知っ ているはずだってことも考慮にあるのでしょうか。そ れと協議に代わる処分を請求する裁判所はどこでも いいのですか。
- A弁護士: どこでもいいわけではなく,「相続が開始した地を管轄する家庭裁判所」が管轄になります(新家事事件手続法216条の2)。Dさんには直接関係ありませんが、この点は遺産分割審判事件との併合審理が強制される寄与分とは異なりますね(家事事件手続法192条前段参照)。この違いは、特別寄与

料は遺産分割の前提問題ではないと考えられているからでしょうか(部会資料24-2・42頁)。

## (3) 算定方法,基準

- **Dさん**: 先生, 特別寄与料はどのくらいもらえるもの なのでしょうか。
- A弁護士: 一概にいくらだということはいえません。 家庭裁判所も「寄与の時期, 方法及び程度, 相続 財産の額その他一切の事情を考慮して, 特別寄与 料の額を定める」ことになっています (新1050条3 項)。
- **Dさん**: すぐには判断できないということですね。上 限額なんかもあったりするのですか。
- A弁護士:「被相続人が相続開始の時において有した 財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超える ことはできない」ことになっており、一応の上限が あります(新1050条4項)。この点は相続人の寄与 分(904条の2第3項)と同様ですね。
- **Dさん**: 夫の兄弟姉妹に対しては、誰に対しても全額 の請求ができるのですか。
- **A弁護士**:まずは相続人が誰かということを確定しなければなりませんが、それでも相続人が複数いるときは全額の請求ができるわけではありません。法定相続分に応じて、それぞれの負担額は異なることになります(新1050条5項)。
- Dさん:誰にどれだけ請求できるかしっかり計算しないといけないのですね。

#### (4) 実務への影響

- **Dさん**: 先生, 私の相談とは直接関係ないのですが, 今回の新しい制度はよく利用されているのですか。
- A弁護士:新たに創設された制度なので、何ともいえませんが、相続人以外の者の貢献を反映して不公平を是正するものなので、その影響は大きく、今後利用が増えると思われます。

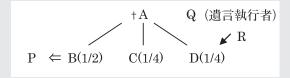
# 音論 4 その他の制度

法制委員会委員長 荒木 理江 (50 期) 委員 木村真理子 (65 期)

# 1 相続による権利の承継の対抗要件 法定相続分を超える部分の取得には 対第三者対抗要件が必要

## (1) 相続による権利の承継の対抗要件 (新899条の2第1項)

事例 被相続人Aは土地Lを所有していましたが、死去しました。相続人は妻B・子C・子Dの3名でした。土地Lが欲しい第三者Pは、妻Bから土地Lの法定相続分(2分の1)の持分を買い取りました。ところが、Aが生前に「土地Lをすべて子Cに遺贈する/相続させる」という内容の遺言を作っていたことが判明しました。



相続人が法定相続分とは異なる割合で権利を取得する方法としては、①遺産分割や、被相続人の遺言(②遺贈、③相続分の指定、④「相続させる」遺言)の方法が存在します。しかし、第三者は上記①~④がされたことを知りうるとは限りません。

そこで、判例上、①遺産分割や②遺贈による不動産の権利取得は、登記なくして第三者に対抗できないとされています(最判昭和46年1月26日民集25巻1号90頁、最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁)。上記遺言が遺贈の場合、土地Lの2分の1の持分をCとPのどちらが取得できるかは177条の対抗問題であり、先に第三者対抗要件を備えたほうが取得できることになります。

他方で、③相続分の指定や④「相続させる」遺言による不動産の権利取得は、登記なくして第三者に対抗できるとされていました(最判平成5年7月19日

家月46巻5号23頁,最判平成14年6月10日家月55巻1号77頁)。そのため、上記事例が「相続させる」遺言の場合、Pが登記を経由した場合でも、Cが土地Lの2分の1の持分を確定的に取得することになります。しかし、これでは、相続人はいつまでも登記なくして第三者にその所有権を対抗できることになり、法定相続分による権利の承継があったと信頼した第三者が不測の損害を被るなど取引の安全を害するおそれがあります。また、登記制度に対する信頼も害されかねません。

そこで、新法は、③相続分の指定や④「相続させる」 遺言の場合にも、①遺産分割等の場合と同様の扱い としました。すなわち、相続による権利の承継一般に つき、自己の法定相続分を超える部分の取得について は、対抗要件を備えなければ第三者に対抗できない、 としたのです(新899条の2第1項)。

# (2) 債権の対抗要件具備の方法の特例

(新899条の2第2項)

債権譲渡の対抗要件具備方法は、原則として、譲渡人から債務者への通知等です(467条1項)。相続による債権の承継では、「譲渡人」にあたるのは相続人全員ですが、相続人の中に非協力的な者がいると、相続人全員からの通知はできません。

そこで、新法は、相続により債権を承継した相続人を保護するため、承継人自身が遺産分割の内容や遺言の内容を明らかにして承継の通知をすれば、相続人全員が債務者に通知をしたものとみなすとしました(新899条の2第2項)。具体的には、債務者への通知の際に、遺産分割協議書・遺言書の原本を提示するか、または、原本の存在・内容に疑義を生じさせない客観性のある写し(調停調書の謄本、公正証書遺言の謄本、検認調書の謄本、遺言書情報証明書など)を送付することになると考えられます。

## 2 遺言執行者がいる場合の 遺言に反する行為の効果

遺言に反する相続人の行為は無効、 ただし善意の第三者は保護

## (1) 相続人の行為について(新 1013条2項)

事 例 上記1の事例で、Aの遺言には、「弁護士 Qを遺言執行者とする」と付記されていました。

旧1013条は、「遺言執行者がある場合には、相続 人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき 行為をすることができない」と定めています。

そして、これに違反する行為の効果は、旧法下の判例では、絶対無効とされてきました(大判昭和5年6月16日大民集9巻8号550頁)。上記事例で言えば、遺言執行者Qが選任されている以上、遺言内容に矛盾したBの処分行為は絶対無効であり、Pは何ら権利を取得できないことになります。しかしながら、遺言執行者がいなければCとPとは対抗関係に立つのに対し(上記1(1)のとおり)、遺言執行者がいればCが絶対的に優先することになります。これでは、遺言の存否・内容を知り得ない第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害するおそれがあります。

そこで、新法は、旧1013条を新1013条1項として維持し、同条2項として、これに反する行為は無効であるが、「これをもって善意の第三者に対抗することができない」との規律を設けました。

したがって、上記事例では、遺言執行者Qがいるため、 Bの処分行為は原則として無効です。ただし、Pが遺 言執行者の存在等を知らなかった場合、その無効は無 視され、CとPは、Cの法定相続分を超える部分につい て対抗関係に立つことになります(上記1(1)のとおり)。

## (2) 相続人の債権者の行為について (新1013条3項)

事例 上記2(1)の事例で、相続人口の債権者 であるRが、Dの法定相続分として土地Lの4分の1の持分を差し押さえました。

他方、相続債権者の地位は、相続開始前後で大きく変動することは相当でないと考えられます。そこで、新1013条3項は、相続人の債権者(相続債権者を含む)が相続財産について権利を行使することは、遺言執行者がいても妨げられない旨を、確認的に定めました。したがって、CとRは、177条の対抗関係に立つことになります。

# 3 相続による義務の承継 (新902条の2)

債権者は法定相続分と指定相続分の いずれかで請求可能

事 例 被相続人Aの親族は子Bと子Cであり、

Aは「Bに全ての財産を相続させる」という遺言を遺して死去しました(この場合、相続分の指定により、Bは全ての債務も相続します(下記平成21年最判))。Aに100万円を貸していたP社は、誰に対していくら請求できるでしょうか。

相続債務は、原則として、法定相続分に応じて各相続人に帰属しますが、相続債務について相続分の指定をした遺言がある場合、共同相続人間では、相続債務は指定相続分の割合に応じて帰属します(899条)。では、相続債権者も指定相続分に応じた請求をすることしかできないのでしょうか。この点、新902条の2は、遺言の内容を知り得ない相続債権者を保護するため、同人は法定相続分に従って権利を行使することができると定めました。ただし、相続債権者が相続人の一人に対し指定相続分に応じた債務の承継を承認した場合は、この限りではないとしました。なお、本条は、判例の明文化とされています(最判平成21年3月24日民集63巻3号427頁)。

したがって、上記事例で言えば、P社は法定相続分どおりにBに50万円、Cに50万円を請求してもよいですし(なお、CはPに支払った50万円をBに対し求償できます)、指定相続分に応じてBに100万円全額を請求してもよいことになります。